

監査公表第18号（平成25年3月15日、県公報第3479号）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成24年度）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告(平成24年11月12日24監総第507号)に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員

小 串 正 伸

同

進 谷 庸 助

同

伊 藤 龍 峰

同

浦 田 憲 一

24県土総第1694号
平成25年1月30日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 進 谷 庸 助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成24年11月12日付24監総第507号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
南筑後県土整備事務所	工事の負担金収入について、資金計画に定められた期限までに調定が行われていないものがあった。	受託工事一覧の作成等により、所内関係部署の連携を図り、チェック体制を強化することで再発防止に努める。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	工事請負契約において、一部で適正でないものが見受けられた。	所内関係部署の連携を図り、契約変更時の確認を十分に行うことで、再発防止に努める。
	工事に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。	担当者以外の職員も積算内容の再確認を行うとともに、決裁時のチェックを徹底し、再発防止に努める。